

特定非営利活動法人 NPO ふれあい広場 ポーポーの木 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、「特定非営利活動法人 NPO ふれあい広場 ポーポーの木」(以下、本会)という。ただし、登記上は「特定非営利活動法人 エヌピーオー ふれあい広場 ポーポーの木」とする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都稲城市に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域住民がお互いに助け合って、高齢になっても、障害を持ってもいつまでもいきいきと暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 本会は、前条の特定非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域住民のネットワークづくり(ふれあい広場)
- (2) 社会福祉事業(指定訪問介護事業、稲城市介護予防・日常生活支援総合事業、指定居宅介護・重度訪問介護サービス事業、指定居宅介護支援事業、自立支援事業)
- (3) 支援スタッフ養成研修事業
- (4) 地域住民への啓発・広報活動
- (5) 調査・研究活動
- (6) 地域活性化事業(コミュニティ喫茶、少子高齢化対策事業)
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種類)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法

(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 一般会員：本会の目的に賛同した個人

(2) 正会員：本会の運営に携わる一般会員

(3) 賛助会員：本会の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は、団体
(入会)

第7条 会員は、会の趣旨に賛同し、活動に参加できる人

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定めた入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。

4 理事長は、前項の規定により入会を拒むときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の項に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款及び総会の定める規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名

(2) 監事 1名

2 理事のうち 1名を理事長、2名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は本会を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長の任期は、最長10年とする。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費の額

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。

第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求が

あったとき。

(3) 監事が第 14 条 4 項 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条 2 項 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条 2 項 1 号及び 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、特別の規定のない限り、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもってこれを構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2号の場合にはその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（構成）

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（区分）

第38条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（管理）

第39条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第41条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算並びにその変更は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 本会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、公益社団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 本会に本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第 16 条 1 項の規定にかかわらず、本会の成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から 2001 年 3 月 31 日までとする。
- 5 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

一般会員・正会員

- (1) 入会金 1 0 0 0 円
- (2) 年会費 6 0 0 0 円

賛助会員

- (1) 入会金 1 0 0 0 円
- (2) 年会費 1 口 1 0 0 0 円
(2 口以上)

別表 設立当初の役員

役 職 名	氏 名
理事長	平田 富美子
副理事長	近藤 弘 実
副理事長	村松 富美恵
理 事	清水 千佳子
理 事	山本 和 子
理 事	遠藤 多美子
理 事	石崎 敬 子
理 事	和田 加 恵
監 事	渡部 雄一郎

2018 年 12 月 22 日改正